

令和2年度 集団指導（訪問系・移動） 設問解答・正答率

	設問 1	設問 2	設問 3	設問 4	設問 5
設問	サービスの契約期間について、利用者の希望があったため、支給決定期間を超えた期間で契約をした。	実地指導結果により指摘事項の通知があった場合、期限までに改善報告書の提出が必要である。	請求は承認されていたが、重複提供チェック結果明細が届いたので、他事業所に連絡をとり提供時間を確認した。	過誤申立を行うため、「障害者自立支援給付費等過誤申立書」を担当部署宛にFAXで送信した。	サービス提供責任者の変更に伴い資格要件が不足していたが、変更届を出していなければ問題ない。
正答	×	○	○	×	×
解説	契約時には受給者証を確認し、契約期間は各サービスの支給決定期間内で設定してください。	通知後30日以内に改善報告書の提出が必要です。	重複提供チェックが届いた場合は、重複した他事業所と連絡をとり、どちらが誤っているかを確認したうえで、必要があれば過誤・再請求をお願いします。	インターネット上の「横浜市電子申請・届出サービス」を通じて申立を行います。なお、入力フォームが訪問系サービスと移動支援とで異なりますので、正しい方からご申請ください。	無資格のサ責を置いている間は、報酬算定の要件が不足していることとなり、全額返還対象となります。該当のサービスについては、変更届を出したうえで、休止にするか資格要件を満たすサ責を置いてください。
正答率	99.5%	98.3%	97.1%	86.6%	98.6%

皆さましっかりと理解していただき、正答率は概ね90%台後半と、高い数字となっておりますが、設問4が86.6%と、少し低い正答率となっております。設問4の過誤申請について、従来はFAXで申請をいただいておりますが、令和2年度から、インターネット上の「横浜市電子申請・届出サービス」を通じての申請に変わりましたので、ご注意ください。